

川崎重工グループ輸出管理方針

1. 基本的な考え方

川崎重工グループは、地球・社会・地域・人々と共生できる、平和で安全な国際社会を維持するために、輸出管理法令等を遵守することが当社グループの社会的責任であるとの認識のもと、大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積等を目的とした取引に、当社グループの製品・サービスを提供しないよう、厳格な管理体制を構築し、適切な安全保障輸出管理を行います。

2. 輸出管理方針

川崎重工グループは、次の方針に従い、輸出管理を行います。

- (1) 川崎重工の経営責任者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理法令等遵守審査委員会を設置し、川崎重工の輸出管理の管理指導、並びにグループ会社の輸出管理の指導を行います。
- (2) 貨物の輸出、技術の他国への提供等の取引を継続的に行うグループ会社にあつては、取引の実態に応じて、輸出管理に関する社則を定め、その会社の経営責任者を輸出管理の最高責任者とした輸出管理体制のもと、厳格に輸出管理を行います。
- (3) 武器関連取引など、国際社会の平和と安全に影響を及ぼす懸念のある取引については、その機微度に応じて川崎重工関係部門の協議意見も交え、慎重に取引判断を行います。
- (4) 輸出取引に関与する役職員には、十分な輸出管理教育を行います。
- (5) 輸出管理法令の違反が発生した場合は、直ちに監督官庁に報告し、迅速な処置を行います。

制定 2020年8月

以上